

# 芳賀台地土地改良区定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

### (名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、芳賀台地土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、栃木第637号である。

### (地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

郡市町名	大字名	字	地域
芳賀郡益子町	塙、上大羽、下大羽、東田井、七井、大沢 北中、小宅、芦沼、大平	別表の とおり	一円の田 畠、山林 雜種地
芳賀郡茂木町	茂木、鮎田、林、小井戸、塩田、上後郷 馬門、下菅又、坂井、飯、小山、木幡 北高岡、天子、河井、飯野、山内、小深 牧野、九石、町田、千本、上菅又	"	
芳賀郡市貝町	市塙、石下、笹原田、上根、赤羽、多田羅 椎谷、文谷、田野辺、杉山、大谷津、続谷 刈生田、羽仮、塩田、見上、竹内	"	
芳賀郡芳賀町	祖母井、稻毛田、芳志戸、上稻毛田、給部	"	
那須烏山市	大里、曲田、森田、八ヶ代、曲畠、落合	"	

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 国営芳賀台地土地改良事業によって造成された施設（附帯構造物を含む。）及び同施設の利用上必要な施設の維持管理

(2) 前号に掲げる施設の災害復旧及び突発事故被害の復旧

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、国営芳賀台地土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受け託する。

4 この土地改良区は、国及び地方公共団体から事務委託される場合は、第1項の規定に支障のない範囲でこれを受託することができる。

5 この土地改良区は、県営芳賀台地地区基幹水利施設管理事業の施設管理に係る業務の一部を委託される場合はこれを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、栃木県芳賀郡市貝町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は下野新聞に掲載するものとする。

## 第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、50人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、付属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総代選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しに

による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項のただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項のただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

第13条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散、その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第14条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1の以上が出席し、その議決権の過半数で決ることができる。

(議長)

第15条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(組合員の請求による会議招集)

第16条 組合員が、総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があった20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第17条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

### 第3章 役員

(役員の定数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事21人及び監事3人とする。

- 2 前項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。
- 3 前項の監事の定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 この定款に定めるものほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第21条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 理事はあらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けたものとする。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第26条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である理事が独立行政法人農業者年金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基本法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該理事は、その任期の残任期間において第19条第2項の規定にかかわらず、組合員でない理事となることができる。

- 第27条 この土地改良区に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総代会の議をへて、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会に出席し土地改良区の事業並びに運営について意見を述べることができる。

## 第5章 経費の分担

### (経費分担の基準)

第28条 第4条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、その上限は全面積効果発現における10アール当たり賦課金とするが、休耕田又は保全管理についての賦課金は軽減とする。なお、効果未発現地域には賦課しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てる賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし、その上限は全面積効果発現における10アール当たりの賦課金とするが、

休耕田又は保全管理についての賦課金は軽減とする。なお、効果未発現地域には賦課しないものとする。

### (負担金)

第29条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき県営基幹水利施設管理事業芳賀台地地区の負担金を負担する。また、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の負担金も同様に負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

### (賦課徴収の方法)

第30条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

### (特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第90条の2の規定に基づき、国営芳賀台地土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

### (督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

### (過怠金)

第34条 第28条、第29条、第31条又は第32条の規定により賦課された賦課金又は

特別徴収金につき、これを滞納し、又は定期内に履行しない場合には、その滞納の日数に応じてその未納額に年14.6%の割合を乗じて計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料80円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を、町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第6章 雜則

### (係及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

### (賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第36条 法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第36条の規定を準用する。

### (基本財産)

第37条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては規約で定める。

### (財産の分配の制限)

第38条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

### (事業年度)

第39条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (委任)

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるものほか、規約で定める。

## 附 則

この定款は、認可のあった日（平成12年12月4日）から施行する。

平成13年7月5日 定款の一部改正

平成14年4月15日 定款の一部改正

平成18年6月13日 定款の一部改正

平成19年3月28日 定款の一部改正

平成19年5月15日 定款の一部改正

平成 20 年 4 月 1 日 定款の一部改正  
平成 21 年 4 月 1 日 定款の一部改正  
平成 24 年 7 月 9 日 定款の一部改正  
(追記) この定款による役員選任区の定数については、次回の役員改選からとする。  
平成 25 年 6 月 10 日 定款の一部改正  
平成 29 年 3 月 28 日 定款の一部改正  
令和 元年 7 月 1 日 定款の一部改正  
令和 2 年 8 月 24 日 定款一部改正  
令和 3 年 6 月 4 日 定款一部改正  
令和 4 年 4 月 20 日 定款一部改正

## 定款附属書 芳賀台地土地改良区役員選任規程

### (役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

(1) 組合員でない者

(2) 法人

(3) 未成年者

(4) 成年被後見人又は被保佐人

(5) 禁錮以上の刑に処された者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるもの

2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

### (役員の選任)

第2条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

2 役員の土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選任区	被選任区域	定数
		理事数
第1被選任区	芳賀郡益子町	5人
第2被選任区	芳賀郡茂木町	4人
第3被選任区	芳賀郡市貝町	6人
第4被選任区	芳賀郡芳賀町	2人

第5被選任区	那須烏山市	3人
--------	-------	----

4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選任の時期）

第3条 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならぬ。

（選任の議決）

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第5条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれたものをもって構成する推薦会議において被選任人として推薦されたものにつき、議案を作成しなければならない。

第6条 推せん会議は、前条第2項の規定により被選任人として推せんしようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならぬ。

（選任議決の投票）

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第8条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立ち会いの上、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

（投票の無効）

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

（1）所定の用紙を用いないもの

（2）賛否の確認し難いもの

（選任の確定及び役員の就任）

第10条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消には、その任期満了日の翌日に就任するものとする。

（再選任）

第11条 被選任者が、第1条各号の1に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その数の不足分の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならぬ。ただし、欠員数が、理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠損を生じたときが役員の任期満了前3箇月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わぬことができる。

附 則

この規程は、平成12年12月4日より施行する。

平成13年7月 5日 選任規定一部改正

平成18年6月13日 選任規定一部改正

平成24年7月 9日 選任規定一部改正

(追記) この定款による役員選任区の定数については、次回の役員改選からとする。

平成25年6月10日 選任規程一部改正

令和 2年8月24日 選任規程一部改正

